

消費者安全調査委員会の委員等の職務従事の制限について

平成 25 年 4 月 26 日
消費者安全調査委員会決定
最終改正 令和 7 年 7 月 29 日

(総則)

第 1 条 消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）の委員、臨時委員又は専門委員（以下「委員等」という。）の職務従事の制限については、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号。以下「法」という。）の規定に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(対象)

第 2 条 本規程は、生命身体事故等についての事故等原因調査等並びにこれに関する調査委員会及び事故調査部会（以下「調査委員会等」という。）における審議（以下「調査審議等」という。）に適用する。

(制限の範囲)

第 3 条 調査委員会等は、その所属する委員等が次に掲げるいずれかに該当するときは、当該委員等の調査審議等への参加について第 5 条第 1 項の規定による制限をするものとする。

- 一 生命身体事故等が発生した製品、施設、役務等（以下「事故品等」という。）及び事故品等と同種の製品、施設、役務等の製造者、施設管理者・所有者、役務提供者、事故品等の開発・設計に関わった者、保守点検・メンテナンスを行った者などのうち、当該生命身体事故等に照らして事故等原因に関係があるおそれがあると認められる者（以下「関係事業者等」という。）である場合
- 二 関係事業者等の役員若しくは従業員又は当該生命身体事故等についての事故等原因調査等を開始した日の 3 年前以降にこれらの職のうちいずれかの職にあった場合
- 三 顧問など、関係事業者等から相談を受け意見を述べる役職に就いている者、又は当該生命身体事故等についての事故等原因調査等を開始した日の 3 年前以降にこの役職に就いていた場合
- 四 関係事業者等の役員又は従業員の配偶者又は 1 親等以内の親族である場合
- 五 関係事業者等の株式を、発行済株式総数の 5 % 以上保有している場合

六 委員等の参画する研究等について、関係事業者等から、次条に規定する確認書の提出日の属する年度を含む過去3年度のうち、いずれかの1年度において、下記のいずれかに該当する金額（金品を換算した金額を含む。）の金品等を受領した場合。

記

【経済的利益の種類】	【企業ごとの金額】
特許使用料	100万円以上
講演料、会議日当等	50万円以上
原稿料	50万円以上
研究費（受託研究費、共同研究費、奨学寄附金）	200万円以上
その他（旅行、贈答品）	5万円以上

- 七 関係事業者等の所属する事業者団体の役員又は従業員である場合
- 八 当該生命身体事故等（法第2条第7項に定める重大事故等に該当するものに限る。）の被害者又は被害者の配偶者若しくは2親等以内の親族である場合
- 九 申出者又は申出者の配偶者若しくは1親等以内の親族である場合
- 十 当該生命身体事故等に関する訴訟（係属中のものに限る。）の訴訟代理人である場合
- 十一 当該生命身体事故等に関する刑事事件（係属中のものに限る。）の弁護士又はこれらの刑事事件に被害者若しくは当該被害者の法定代理人から委託を受けて被害者参加した弁護士である場合
- 十二 評価の対象となる「他の行政機関等の調査等」に参画した者である場合
- 十三 当該生命身体事故等についての関係事業者等による調査に参画した場合
- 十四 事故品等の基準の制定に参画した場合
- 十五 その他調査審議等の中立公正を害するおそれがあると認められる場合

（確認書の提出）

第4条 委員等は、調査審議等の対象となる生命身体事故等ごとに、前条に該当する事実の有無を記載した確認書を委員長に提出するものとする。

2 委員等は、前項の確認書を提出した後に、前条に掲げる場合に該当することとなったと思われる場合には、速やかにその旨を記載した確認書を委員長に提出するものとする。

（調査審議等への不参加）

第5条 委員等が第3条各号で掲げるものに該当することが明らかになった場

合には、委員長又は事故調査部会長は、当該生命身体事故等の事故等原因調査等を担当させないこととし、当該生命身体事故等に係る審議が行われている間は当該委員等を審議会場から退出させるなど、必要な措置を講じるものとする。ただし、調査審議等の公正性、中立性を害するおそれがないことを当該委員等がその理由とともに申告し、調査委員会が参加させる旨を決定したときには、委員長又は事故調査部会長は、例外的に、当該委員等を当該調査審議等に参加させることができる。

- 2 委員長又は事故調査部会長が第3条各号で掲げるものに該当することが明らかになった場合には、委員長代理又は事故調査部会長代理が前項の措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月29日から施行する。

(参考) 第4条の確認書の様式例

〇〇事故（以下「本件事故」という。）に関する職務従事の制限についての確認書

<p>〇〇【製造者】</p> <p>●●【保守点検業者】</p> <p>関係事業者等（事故等原因に関係があるおそれのある者）との関係</p>	
現在、関係事業者等である（ただし、法人である場合を除く。）。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
現在、役員、従業員、顧問等である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
年月**日から現在までの間に、役員、従業員、顧問等であったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
役員、従業員に配偶者又は1親等以内の親族がいる。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
発行済株式総数の5%以上の株式を保有している。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>※※年度以降のいずれかの1年度に、次の経済的利益を受け取ったことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100万円以上の特許使用料 ・50万円以上の講演料、会議日当等 ・50万円以上の原稿料 ・200万円以上の受託研究費、共同研究費、奨学寄附金 ・5万円以上の旅行、贈答品等 	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他	
△△事業者団体の役員、従業員である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
本件事故（消費者安全法第2条第7項に定める重大事故等に該当するものに限る。）の被害者の配偶者又は2親等以内の親族である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
▽▽（申出者）の配偶者又は1親等以内の親族である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
本件事故に関する訴訟（係属中のものに限る。）の訴訟代理人である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
本件事故に関する刑事事件（係属中のものに限る。）の弁護人又は当該刑事事件に被害者若しくは当該被害者の法定代理人から委託を受けて被害者参加した弁護士である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
▼▼調査委員会の委員として本件事故について調査を行った。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
これまでに、関係事業者等による本件事故の調査を行ったことがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
××に関する基準を策定した当時、□□委員会の委員であった。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

その他本件事故の調査審議等の公正性、中立性を害するおそれがある事項があれば、記載してください。

私は、以上のとおり、

「はい」に該当がありません。

「はい」に該当がありますが、以下の理由で、本件事故の調査審議等の公正性、中立性を害するおそれはありませんので、調査委員会が参加を認めた場合には、調査審議等に参加します。

「はい」に該当がありますので、調査審議等に参加しません（なお、調査委員会の求めがあった場合には、一有識者として、説明又は意見を述べます。）。

（上記のいずれかにを入れてください。）

年 月 日

消費者安全調査委員会委員長 殿

氏名 _____

本件事故の調査審議等の公正性、中立性を害するおそれがない理由は、以下のとおりです。